

石川県公報

平成 24 年 10 月 26 日

第 1 2 5 3 9 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示				目 次	
公有水面埋立て工事のしゅん功の認可 (水産課)	1	地域森林計画の変更案の縦覧公告 (同)	5	土地区画整理組合の理事就任公告 (都市計画課)	6
漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による加入区 (区域及び区分) の設定の一部改正 (同)	4	都市計画事業の認可に係る公告 (同)	6	選挙管理委員会	
県道の区域の変更 (道路整備課)	4	政治団体の届出の公表	6	政治団体の届出事項の異動の届出の公表	7
県道の供用の開始 (同)	4	不在者投票を取り扱うことのできる施設の名称の変更	7	人事委員会	
公 告		一般職の職員の給与に関する条例の施行規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	8		
特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	5				
土地改良区の役員退任公告 (経営対策課)	5				
地域森林計画の変更案の縦覧公告 (森林管理課)	5				

告 示

石川県告示第466号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号。以下「法」という。) 第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成24年10月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 認可年月日

平成24年10月9日

2 認可を受けた者の名称

石川県

3 埋立区域

ア 位置

七尾市江泊町イ之部17番、27番、28番及び31番1、口乃部1番2、2番2、3番2、4番、5番2及び5番3並びにホ之部81番1、84番1、92番、93番、94番及び95番の各地先公有水面

イ 区域

次の の地点から の地点までを順次結んだ線及び平成17年の秋分の満潮位 (D.L. + 0.49メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 江泊漁港 (白鳥地区) 原点 (北緯37度3分15.08秒、東経137度3分10.42秒) から321度33分2秒156.948メートルの地点

の地点 の地点から 334度45分9秒 19.197メートルの地点

の地点 の地点から 340度18分2秒 19.197メートルの地点

の地点 の地点から 346度35分36秒 19.197メートルの地点

の地点 の地点から 352度18分47秒 19.197メートルの地点

の地点 の地点から 0度14分57秒 19.172メートルの地点

の地点 の地点から 4度5分22秒 19.083メートルの地点

の地点 の地点から 11度45分11秒 19.055メートルの地点

の地点	の地点から	17度47分15秒	19.022メートルの地点
の地点	の地点から	23度25分30秒	2.806メートルの地点
の地点	の地点から	24度56分55秒	3.146メートルの地点
の地点	の地点から	24度51分59秒	14.395メートルの地点
の地点	の地点から	20度42分47秒	20.583メートルの地点
の地点	の地点から	18度29分31秒	5.150メートルの地点
の地点	の地点から	10度52分13秒	16.830メートルの地点

ウ 面積

2,490.19平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

5 埋立て免許年月日及び番号

平成18年4月3日 石川県指令水第4450号

6 法第22条第3項の市町村名

七尾市

1 認可年月日

平成24年10月9日

2 認可を受けた者の名称

石川県

3 埋立区域

ア 位置

羽咋郡志賀町西海風戸又183番の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点と の地点を結ぶ平成5年3月4日付け石川県指令漁収第182号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線 (D.L. + 0.49メートルより決定) 及び の地点から の地点までを順次に結ぶ平成19年の秋分の満潮位 (D.L. + 0.38メートル) における公有水面と富来漁港東防波堤との境界線により囲まれた区域

の地点 H19富来原点 (北緯37度08分37.26秒、東経136度41分53.12秒) から52度55分51秒292.79メートルの地点

の地点	の地点から	293度36分16秒	7.00メートルの地点
の地点	の地点から	23度36分16秒	298.93メートルの地点
の地点	の地点から	139度18分42秒	8.94メートルの地点
の地点	の地点から	203度37分10秒	154.05メートルの地点
の地点	の地点から	292度45分30秒	1.01メートルの地点

ウ 面積

2,240.31平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 埋立て免許年月日及び番号

平成20年10月21日 石川県指令水第2269号

6 法第22条第3項の市町村名

志賀町

1 認可年月日

平成24年10月9日

2 認可を受けた者の名称

石川県

3 埋立区域

その 1

ア 位置

石川県羽咋郡志賀町西海風戸口219番、220番、207番、206番、126番 2、126番 3、125番 2、125番 3、204番 2 及び204番 1の土地に接する国有海浜地の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位 (D.L. + 0.50メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点：H19基準点 1 (北緯37度08分24.41秒、東経136度41分46.82秒)

の地点	基点から	261度15分50秒	191.76メートルの地点
の地点	の地点から	245度53分06秒	7.21メートルの地点
の地点	の地点から	12度15分10秒	1.95メートルの地点
の地点	の地点から	54度34分32秒	2.37メートルの地点

ウ 面積

9.55平方メートル

その 2

ア 位置

石川県羽咋郡志賀町西海風戸口204番 1 及び205番 1 の地先公有水面、205番 1 及び205番 2 並びに同町西海風戸八 6 番乙、9 番、10番、12番、13番 1 及び13番 2 の土地に接する国有海浜地の地先公有水面並びに同町西海風戸口116番 1、116番 2 及び115番並びに同町西海風戸八 5 番及び 6 番甲の土地に接する道路に接する国有海浜地の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち の地点から の地点までを結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位 (D.L. + 0.50m) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点：H19基準点 1 (北緯37度08分24.41秒、東経136度41分46.82秒)

の地点	基点から	259度14分56秒	231.59メートルの地点
の地点	の地点から	257度55分34秒	32.20メートルの地点
の地点	の地点から	12度13分03秒	8.89メートルの地点
の地点	の地点から	308度08分01秒	5.91メートルの地点
の地点	の地点から	260度41分18秒	8.59メートルの地点
の地点	の地点から	312度48分14秒	6.69メートルの地点
の地点	の地点から	5 度53分46秒	12.62メートルの地点
の地点	の地点から	355度08分55秒	16.20メートルの地点
の地点	の地点から	20度05分05秒	7.45メートルの地点
の地点	の地点から	45度38分50秒	6.66メートルの地点
の地点	の地点から	100度58分45秒	10.23メートルの地点
の地点	の地点から	145度40分55秒	19.64メートルの地点
の地点	の地点から	203度53分15秒	1.24メートルの地点
の地点	の地点から	138度42分09秒	25.77メートルの地点

ウ 面積

1,581.71平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地及び漁港環境整備施設用地

5 埋立て免許年月日及び番号

平成21年10月29日 石川県指令水第2265号

6 法第22条第 3 項の市町村名

志賀町

石川県告示第467号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号口の規定による加入区（区域及び区分）の設定（平成16年石川県告示第461号。以下「告示第461号」という。）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、改正後の告示第461号は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する共済契約について適用し、同日前に共済責任期間の開始した共済契約については、なお従前の例による。

平成24年10月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の宝立加入区の項区分の欄を次のように改める。

大型定置漁業又は総トン数10トン未満の漁船を使用して主として底びき網を営む漁業
総トン数4トン以上の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
法第104条第2号に掲げる漁業のうち 及び に掲げる漁業以外の漁業

石川県告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年10月26日から同年11月9日まで縦覧に供する。

平成24年10月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
仮生堅田線	金沢市四王寺町ル6番6地先から 金沢市四王寺町ル82番2地先まで	旧	5.70～10.90 147.1	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	8.50～23.90 147.1	
	金沢市四王寺町イ195番1地先から 金沢市四王寺町八44番2地先まで	旧	16.10～28.90 19.6	"
		新	16.70～28.90 19.6	

石川県告示第469号

次のとおり県道の供用を開始したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成24年10月26日から同年11月9日まで縦覧に供する。

平成24年10月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の縦覧場所
仮生堅田線	金沢市四王寺町ル6番6地先から 金沢市四王寺町ル82番2地先まで	平成24年10月26日	県央土木 総合事務所 維持管理課
	金沢市四王寺町イ195番1地先から 金沢市四王寺町八44番2地先まで	"	"
七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字大町二37番1地先から 鳳珠郡穴水町字大町二117番1地先まで	"	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	鳳珠郡穴水町字川島イ1番2地先から 鳳珠郡穴水町字川島イ5番1地先まで	"	"

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成24年10月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成24年10月2日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 C E A L O グローバル・ハーモニー・ジャパン

3 代表者の氏名

佐藤 太郎

4 主たる事務所の所在地

野々市市新庄二丁目327番地

5 定款に記載された目的

この法人は、大人から子どもまでの一人ひとりが、それぞれの生きる喜びを見つけ、人との心のつながりを実感し、そして心豊かな生活を実現し、その上で、世界の一員として、国際人道支援をはじめとした社会奉仕活動に対する意識を深め、また実践していく社会を作り、もって世界平和及び国際協力の推進に寄与することを目的とする。

土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年10月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

川北町土地改良区

職名	氏名	住所	退任年月日
理事	武田 茂雄	能美郡川北町字山田先出礼95番地	平成24年4月15日

地域森林計画の変更案の縦覧公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、次のとおり加賀地域森林計画区の地域森林計画を変更したいので、当該変更に係る計画の案を平成24年10月26日から同年11月24日まで縦覧に供する。

平成24年10月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

森林計画区の名称	縦覧場所
加賀地域森林計画区	石川県農林水産部森林管理課並びに南加賀、石川及び県央の石川県各農林総合事務所森林部

地域森林計画の変更案の縦覧公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、次のとおり能登地域森林計画区の地域森林計画を変更したいので、当該変更に係る計画の案を平成24年10月26日から同年11月24日まで縦覧に供する。

平成24年10月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

森林計画区の名称	縦 覧 場 所
能登地域森林計画区	石川県農林水産部森林管理課並びに県央、中能登及び奥能登の石川県各農林総合事務所森林部

土地区画整理組合の理事就任公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が就任した旨の届出があった。

平成24年10月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

小松市沖周辺土地区画整理組合

就任した理事

氏 名	住 所	就 任 年 月 日
石 田 敏 明	小松市沖町へ7番地	平成24年7月2日
江 戸 銑 重 郎	〃 沖町イ86番地	〃
西 東 健 治	〃 沖町口80番地	〃
清 水 康 史	〃 清六町甲75番地	〃
杉 林 憲 治	〃 不動島町甲79番地	〃
千 田 晴 憲	〃 沖町へ64番地	〃
千 田 穰	〃 沖町へ58番地	〃
高 見 要 行	〃 吉竹町五丁目321番地	〃
辻 繁 雄	〃 沖町ト63番地	〃
中 田 善 夫	〃 不動島町甲74番地	〃
西 辻 和 夫	〃 沖町イ137番地	〃
西 平 明 夫	〃 沖町ト9番地	〃
東 克 己	〃 沖町口119番地1	〃
平 田 清 一	〃 不動島町甲73番地	〃
前 山 高 栄	〃 不動島町甲62番地	〃
前 山 廣	〃 不動島町甲61番地	〃
森 山 幸 太 郎	〃 不動島町甲146番地	〃
森 山 弘 之	〃 不動島町甲86番地	〃

都市計画事業の認可に係る公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、次の都市計画事業が認可された。

平成24年10月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
白山都市計画道路事業3・4 ・7号福正寺竹松線及び3・ 5・27号金沢小松線	石 川 県	白山市八幡町イ20番地 石川土木総合事務所	(1) 収用の部分 白山市村井町地内 (2) 使用の部分 なし

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の

2 第 1 項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成24年10月26日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	設立届受理年月日
不 嶋 豊 和 後 援 会	松 本 米 治	山 崎 秀 行	七尾市鷺浦町51部 5 番地	平成24年 9 月 3 日
笑 顔 の 羽 咋 市 を つ く る 会	岩 田 勇	本 多 奨 志	羽咋市川原町チ194 - 1	平成24年 9 月 3 日
石 川 の 維 新 の 会	辻 史 朗	辻 史 朗	金沢市池田町立丁 4	平成24年 9 月 7 日
七 尾 新 生 会	西 川 英 伸	西 川 英 伸	七尾市本府中町モ81	平成24年 9 月 7 日
坂 井 助 光 後 援 会	徳 田 宗 憲	林 功	七尾市川原町60 - 2	平成24年 9 月11日
高橋まさひろ後援会	高 橋 正 浩	高 橋 友 映	七尾市能登島町向田町121 - 21 - 1	平成24年 9 月27日

石川県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年10月26日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
自 由 民 主 党 石 川 県 石 油 販 売 業 支 部	会計責任者	山 下 勝	清 水 和 雄	平成24年 9 月11日

(政党の支部以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動届受理年月日
電機連合石川政治活動委員会	代 表 者	水 上 弘 之	坂 本 治 路	平成24年 9 月10日
	会計責任者	橋 谷 毅	辻 洋 志	平成24年 9 月10日
石 川 県 石 油 政 治 連 盟	会計責任者	山 下 勝	清 水 和 雄	平成24年 9 月11日

石川県選挙管理委員会告示第65号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設について、名称を変更した旨の届け出があったので、次のとおり告示する。

平成24年10月26日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

名 称	所 在 地
新 青山彩光苑穴水ライフサポートセンター	鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦15字39番12
旧 身体障害者療護施設 青山彩光苑穴水ライフサポートセンター	
新 社会福祉法人 石川整肢学園 障害者支援施設金沢湖南苑	金沢市忠縄町380番地
旧 社会福祉法人 石川整肢学園 身体障害者療護施設金沢湖南苑	
新 障害者支援施設 金沢ふくみ苑	金沢市福増町南16番地
旧 身体障害者療護施設 金沢ふくみ苑	
新 社会福祉法人徳充会 青山彩光苑リハビリテーションセンター	

旧	社会福祉法人徳充会 重度身体障害者更生援護施設 青山彩光苑リハビリテーションセンター	七尾市青山町3部22番
新	社会福祉法人徳充会 青山彩光苑ライフサポートセンター	
旧	社会福祉法人徳充会 身体障害者療護施設 青山彩光苑ライフサポートセンター	七尾市青山町3部15番地 1
新	社会福祉法人南陽園 指定障害者支援施設夢ようよう	
旧	社会福祉法人南陽園 身体障害者療護施設夢ようよう	加賀市潮津町△59番地 1

人 事 委 員 会

一般職の職員給与に関する条例の施行規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月二十六日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十号

一般職の職員給与に関する条例の施行規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(一般職の職員給与に関する条例の施行規則の一部改正)

第一条 一般職の職員給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第十知事の事務部局の部本庁の項中

課参事	五種	を
室次長		
課参事	五種	に改める。
室次長		
分室長		

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第二条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年石川県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「室次長」の下に「分室長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の一般職の職員給与に関する条例の施行規則別表第十の規定及び第二条の規定による改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表第一の規定は、平成二十四年十月十五日から適用する。